

個人番号提供書兼告知書

(外国為替証拠金取引 (FX) 用)



※必須

			-								
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

■ パワーフレックス口座番号 ■

株式会社 新生銀行 御中

私は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第14条第1項に基づく貴行による個人番号の提供の求めに対し、私名義の個人番号を、本書とあわせて提出する個人番号カードまたは通知カードの写し等の貴行所定の書類を添えて提供いたします。また、「告知に関わる条文について」に記載された法令等に従い、当該個人番号その他の告知事項を告知します。なお、私は本書の提出にあたり、「個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて」を確認いたしました。また、上記のパワーフレックス口座に関して同日付けで提出する帳票がある場合、本書はその「別紙」となります。

● 枠内のご記入をお願いいたします。

〔 当行へのお届け済みの住所・氏名と、現在の住所・氏名とが異なる場合は、こちらの帳票ではお手続きできません。住所・氏名変更の手続き後に再度お申込みください。 〕

ご記入日 ※必須 年 月 日

お名前 ※必須 自 署

現住所 ※必須 〒 - 都道府県

個人番号 ※必須

※提供する個人番号は、本書とあわせて提出する個人番号カードまたは通知カードの写し等に記載されている「個人番号」の通りです。

《銀行処理欄》

受付日

番号確認	身元確認

承認	イメージ

投信	01
----	----

承認	登録

外送	05
----	----

承認	登録

FX	07
----	----

承認	登録

登録コード

2

確認書類

- 個人番号カード
- 通知カード + 身元確認書類
- 住民票の写し + 身元確認書類
・身元確認書類名称：運転免許証 ・ パスポート ・ 在留カード
その他 ()
・書類番号 ()

(法定代理人の場合の追加確認書類：2点ともに必要)

法定代理人区分 親権者 ・ 未成年後見人
 成年後見人 ・ 補助人 ・ 保佐人 ・ 任意後見人

- 代理権確認書類(戸籍謄本、登記事項証明書)、その他(名称:)
 代理人の身元確認書類(名称: 番号)

H

「告知に関わる条文について」

【国外送金等関連】

2015年12月31日までにパワーフレックス口座を開設済みのお客さま

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条第2項により、引き続き2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座とするため、個人番号を告知いたします。

なお、2016年1月1日以降にパワーフレックス口座を開設されたお客さまにつきましては、個人番号提供書兼告知書のご提出により、お客さまのパワーフレックス口座が、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座となります。

【投資信託関連】

投資信託総合口座(2015年12月31日までに投資信託総合口座を開設済みのお客さま)

以下の規定により、個人番号を告知いたします。

区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項、第49条第2項、第52条第2項
株式等の譲渡の対価の受領者	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項

特定口座(2015年12月31日までに特定口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、個人番号を告知いたします。

非課税口座(2015年12月31日までに非課税口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

新生銀行FX口座に係る告知書 (外国為替証拠金取引 (FX) 用)

告

※必須

			-											
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

■ パワーフレックス口座番号 ■

このたびは新生銀行FX口座の開設申込みをいただきありがとうございました。下記をご確認、ご記入のうえご返送をお願いいたします。当行における受付手続き完了後、FX取引画面へのアクセスが可能となります。

株式会社 新生銀行 御中

(個人番号告知済み以外のお客さまの場合)私は、本書(別紙「個人番号提供書兼告知書」を含みます。)の提出により、「所得税法第224条の5第1項」及び「告知に関わる条文について」に記載された法令等に従い、私名義の個人番号その他の告知事項を告知し、また、「所得税法施行令第350条の4第3項」の規定の適用を受けたいので、この旨申請します。なお、私は本書の提出にあたり、「個人のお客さまの個人情報のお取扱いについて」を確認いたしました。

(個人番号告知済みのお客さまの場合)私は、本書の提出により、「所得税法第224条の5第1項」に従い、氏名及び住所を告知し、また、「所得税法施行令第350条の4第3項」の規定の適用を受けたいので、この旨申請します。なお、私は本書の提出にあたり、「個人のお客さまの個人情報のお取扱いについて」を確認いたしました。

● 枠内のご記入をお願いいたします。

当行へのお届け済みの住所・氏名と、現在の住所・氏名とが異なる場合は、こちらの帳票ではお手続きできません。住所・氏名変更の手続き後に再度お申込みください。

※必須
ご記入日 年 月 日

※必須
お名前 自 署

※必須
生年月日 大正 昭和 平成 西暦 年 月 日

※必須 〒 - 都道府県
現住所

該当する項目にチェックしてください。

個人番号は別紙(個人番号提供書兼告知書)の通りです。

投資信託にて個人番号を告知済のため別紙(個人番号提供書兼告知書)を提出せず、本人確認書類を添付します。

※必須
お取引の動機 ホームページ DM・レター メールマガジン
 セミナー 紹介 その他()

《銀行処理欄》

受付日

番号確認	身元確認

投信	01
----	----

外送	05
----	----

FX	07
----	----

承認	登録
----	----

H

個人番号ご申告のお願い

(個人番号(マイナンバー)の確認書類について)

株式会社 新生銀行

弊行におきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、所定の取引を行ったお客さままたは所定の取引を希望されるお客さまに、個人番号の提供をお願いしております。つきましては同封の「個人番号提供書兼告知書」(または「個人番号に係る届出書」)に「記入日」、「お名前」、「ご住所」、「口座番号」および「個人番号(マイナンバー)」をご記入の上、以下の確認書類の写しとともに、速やかにご返送くださいますようお願い申し上げます。

※法定代理人(親権者、成年後見人等)の方が、口座名義人の方に代わって個人番号の提供をいただく場合には、追加の確認書類をご提出いただく必要があります。詳しくは、店頭または新生パワーコール(0120-456-007)までお問い合わせください。

【確認書類について】

以下の1~3のいずれか1つの方法にて、ご提出をお願いいたします。

- ・いずれも、有効期限内または発行後6か月以内のものに限ります。
- ・本籍地欄がある場合は黒で塗りつぶしてください。

1. 「個人番号カード」(写真付き)をご利用される方

「個人番号カード」は両面のコピー

が必要になります。

2. 「通知カード」(紙製のカードでマイナンバー(個人番号)を通知するもの)をご利用される方

「通知カード」のコピー^(*) + 写真付き確認書類1点(A) (合計2点必要)

または、

「通知カード」のコピー^(*) + 写真なし確認書類2点(B) (合計3点必要)

が必要になります。

(*)通知カードの裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。

●写真付き確認書類1点(A)は以下のいずれかになります。

- (1) 運転免許証(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- (2) パスポート(顔写真のページ、住所のページ(所持人記入欄)をそれぞれコピーしてください。
住所変更がある場合は旧住所を二重線で消した上で、欄内に現住所を記載してください。)
- (3) 在留カード(裏面も必ずコピーしてください。)
- (4) 特別永住者証明書(裏面も必ずコピーしてください。)
- (5) 住民基本台帳カード(写真付き)(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- (6) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 のいずれか
(手帳番号・住所・氏名・生年月日・発行者印の記載があるページをすべてコピーしてください。障害名、障害等級は塗りつぶしてください。)

●写真なし確認書類2点(B)は以下のいずれかになります。

- (1) 健康保険被保険者証 (カード式で裏面に住所の記載がある場合は裏面もコピーしてください。訂正箇所には発行者印の押印が必要です。)
- (2) 国民年金手帳 (住所、氏名、生年月日、書類の発行者・有効期限もしくは発行日が記載されているページを必ずコピーしてください。
基礎年金番号は塗りつぶしてください。訂正箇所には発行者印の押印が必要となります。)
- (3) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 のいずれか
- (4) 印鑑登録証明書

3. 「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」をご利用される方

(氏名、生年月日、男女の別、住所 及び 個人番号が記載されたものに限りです。)

「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」に加え、以下の写真付き確認書類(いずれか1点)のコピーをお送りください。

「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」
+ 写真付き確認書類(1点) (合計2点必要)

- (1) 運転免許証(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- (2) パスポート(顔写真のページ、住所のページ(所持人記入欄)をそれぞれコピーしてください。
住所変更がある場合は旧住所を二重線で消した上で、欄内に現住所を記載してください。)
- (3) 在留カード(裏面も必ずコピーしてください。)
- (4) 特別永住者証明書(裏面も必ずコピーしてください。)
- (5) 住民基本台帳カード(写真付き)(裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。)
- (6) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 のいずれか
(手帳番号・住所・氏名・生年月日・発行者印の記載があるページをすべてコピーしてください。障害名、障害等級は塗りつぶしてください。)

ご不明な点がございましたら、新生パワーコール(0120-456-007)へお問い合わせください。

以上

個人のお客さまの個人情報のお取り扱いについて

個人のお客さま各位

株式会社 新生銀行

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律57号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、収集したお客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」という。)を、下記業務に関し、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、個人番号については、法令で定められた利用目的に限り利用いたします。また、当行は、ご本人さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、お客さまに各種アンケート等へ回答していただく場合は、アンケートの集計のためのみ利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務
- その他当行が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

利用目的

I. 個人情報の利用目的

個人情報等のうち個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1. 当行および当行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。
 - ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ・犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融サービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ・適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
 - ・他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ・契約(当行とお客さまとの間の契約および当行の業務に直接的または間接的に関連する契約をいいます。)や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため
 - ・提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
 - ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
 - ・その他、当行がご提供する金融商品やサービスを適切かつ円滑に履行するため

II. 個人番号の利用目的

個人情報等のうち個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報については、下記利用目的の達成に必要な範囲でのみ利用いたします。

1. お客さまに係る以下の個人番号関係事務のため
 - ・金融商品取引に関する口座開設の申請および届出事務
 - ・金融商品取引に関する法定書類作成事務
 - ・生命保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・損害保険契約等に関する法定書類作成事務
 - ・信託取引に関する法定書類作成事務
 - ・金地金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・国外送金等取引に関する法定書類作成事務
 - ・非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ・財形制度等の運用に関する事務
 - ・教育資金管理契約に関する法定書類作成事務
 - ・結婚・子育て資金管理契約に関する法定書類作成事務
 - ・金融商品取引に関する振替機関等への提供事務
 - ・租税条約に関する届出書の受付事務
 - ・預貯金口座付番に関する事務(*1)

(*1)平成30年1月1日から変更(追加)
2. その他個人に係る以下の個人番号関係事務のため
 - ・報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
 - ・不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
 - ・不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる機械等の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる給与、報酬、年金および賞金の支払調書作成事務
 - ・非居住者等に支払われる不動産の譲受け対価の支払調書作成事務
3. その他法令上許容される範囲で当行に関連する業務に利用するため
4. 企業、団体等から委託を受けて、その従業員、構成員、退職者、株主等の個人情報等を取り扱う場合は、それぞれの委託契約の内容等に基づき、各受託業務を遂行するためにそれらの個人番号を必要な範囲に限定して利用いたします。

＜お客さまの個人番号が変更された場合の届出のお願い＞

お客さまの個人番号が変更された場合は、直ちにお取引のある営業窓口または「新生パワーコール(0120-456-007、受付時間:24時間365日)」までお届けください。

機微(センシティブ)情報について

銀行法施行規則等により、機微(センシティブ)情報(人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪履歴についての情報等の特別の非公開情報)は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

保険商品の募集にあたって

保険商品の募集にあたって、前記の利用目的以外に下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ・保険会社から委託を受けた業務を適切に遂行するため

住宅ローンのお取引にあたって

住宅ローンのお取引にあたって、前記の利用目的以外に下記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ・与信事業に際して個人情報加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・団体信用生命保険のお申込に際して事務手続きに必要な範囲で引受保険会社に対して第三者提供するため
- ・火災保険のお申込に際して保険会社から委託を受けた業務を適切に遂行するため

また、銀行法施行規則等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

当行は、与信事業に際して下記に記載する個人信用情報機関に対し、当該機関の会員資格規定にもとづき適切な業務の遂行に必要な範囲で情報を提供いたします。

- 全国銀行個人信用情報センター(以下「KSC」という)
TEL: 03-3214-5020
ホームページ: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>
- 株式会社日本信用情報機構(以下JICCという)
TEL: 0120-441-481
ホームページ: <http://www.jicc.co.jp>

なお、KSCならびにJICCに提供された情報は、同機関と提携する下記の個人信用情報機関により利用される場合があります。

- 株式会社シー・アイ・シー
TEL: 0120-810-414
ホームページ: <http://www.cic.co.jp>

新生アメリカン・エクスプレスカードをご利用のお客さまへ

当行は、新生アメリカン・エクスプレスカードのお申込にあたって知りえたお客様の個人情報について、下記項目を下記利用目的の達成に必要な範囲でアメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.と共同利用しております。詳細につきましては、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.のホームページをご覧ください。

共同利用する項目

カード会員の属性情報(カード申込書等に記入された氏名、住所、生年月日、電話番号等)、引落口座情報、カード利用情報

利用目的

カードの募集、発行、維持、基本的・付帯サービスの提供、および営業案内等のマーケティング活動のため

- ・共同利用する個人情報の管理について第一次的な責任を有する者
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.

- アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.
メンバーシップ・サービス・センター: 0120-020-120
ホームページ: <http://www.americanexpress.com/japan>

「告知に関わる条文について」

【国外送金等関連】

2015年12月31日までにパワーフレックス口座を開設済みのお客さま

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第25条第2項により、引き続き2016年1月1日付改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座とするため、個人番号を告知いたします。

なお、2016年1月1日以降にパワーフレックス口座を開設されたお客さまにつきましては、個人番号提供書兼告知書のご提出により、お客さまのパワーフレックス口座が、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第2条第6号に定める本人口座となります。

【投資信託関連】

投資信託総合口座(2015年12月31日までに投資信託総合口座を開設済みのお客さま)

以下の規定により、個人番号を告知いたします。

区分	根拠条文
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配・国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第5項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第51条第3項、第49条第2項、第52条第2項
株式等の譲渡の対価の受領者	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令第16条第13項、所得税法施行規則(平成26年7月9日財務省令第53号)附則第54条第2項

特定口座(2015年12月31日までに特定口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第3項により、個人番号を告知いたします。

非課税口座(2015年12月31日までに非課税口座を開設済みのお客さま)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第8条第5項により、個人番号を告知いたします。

新生銀行FX口座開設の必要書類について

このたびは新生銀行FX口座のお申込みをいただき、誠にありがとうございます。

新生銀行FXのお取引開始にあたり、以下の区分に従いいずれかの書類のご提出が必要でございます。

お客さまのお口座状況により、ご提出いただく書類が異なりますので、内容をご確認いただき、「新生銀行FX口座に係る告知書(外国為替証拠金取引(FX)用)」に必要事項をご記入のうえ、他の提出書類と一緒にご返送ください。

※「新生銀行FX口座に係る告知書(外国為替証拠金取引(FX)用)」のご記載にあたっては、「お取引の動機」の記入漏れにご注意ください。

新生銀行で投資信託をご利用されているため個人番号(マイナンバー)を既に提出済みのお客さま

『新生銀行FX口座に係る告知書(外国為替証拠金取引(FX)用)』にございます、「投資信託にて個人番号を告知済のため別紙(個人番号提供書兼告知書)を提出せず、本人確認書類を添付します。」にチェックを付け、必要書類をご提出ください。

詳細は裏面「本人確認書類について」をご参照ください。

【提出書類】

- ①「新生銀行FX口座に係る告知書(外国為替証拠金取引(FX)用)」
- ②ご本人様確認書類(氏名及び住所を確認できる書類)

上記に該当しないお客さま

『新生銀行FX口座に係る告知書(外国為替証拠金取引(FX)用)』にございます、「個人番号は別紙(個人番号提供書兼告知書)の通りです。」にチェックを付け、必要書類をご提出ください。

詳細は別紙「個人番号申告のお願い」をご参照ください。

【提出書類】

- ①「新生銀行FX口座に係る告知書(外国為替証拠金取引(FX)用)」
- ②「個人番号提供書兼告知書(外国為替証拠金取引(FX)用)」
- ③氏名、住所及び個人番号(マイナンバー)を確認できる書類

新生銀行FXに関するご質問は、新生銀行FXコールセンターまでお問い合わせ下さい。

新生銀行FXコールセンター:0120-456-753
営業時間:平日 9:00~17:00

本人確認書類について

以下の区分に従い、**[A]**または**[B]**のいずれかの本人確認書類をお送りください。
※お送りいただきました本人確認書類などはご返却いたしませんのでご了承ください。

<日本国籍のお客さま>

[A] 有効期限内で、住所・氏名・生年月日が鮮明に写っているコピーをお送りください。

書類名	ご確認いただくポイント
運転免許証 運転経歴証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・表面右下の公安印が鮮明に写っていることをご確認ください。 ・住所等変更のため裏面に訂正事項がある場合は、訂正箇所の公安印が鮮明に写っていることをご確認ください。 ・本籍地と住所が同一でない場合には、本籍地を塗りつぶしてお送りください。なお、本籍地と住所が同じ場合で、本籍地に住所の記載があり、住所欄に「同上」と記載されている場合は、本籍地を塗りつぶさずそのままお送りください。 ・免許の条件等および臓器提供意思表示欄は、塗りつぶしてお送りください。 ・その他の記載事項は塗りつぶさずにそのままお送りください。
各種健康保険証	<ul style="list-style-type: none"> ・発行者印が鮮明に写っているコピーをお送りください。 ・カード式で裏面に住所の記載がある場合は、裏面もコピーしてください。 ・訂正箇所には健康保険組合等の発行者印の押印が必要です。住所訂正が行われても発行者により押印されない場合やシールによる訂正をされている場合は、受付できません。 ・政治・宗教の情報を含む事業所名称は塗りつぶしてください。 ・臓器提供意思表示欄は、塗りつぶしてください。
パスポート	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真のページ、住所のページをそれぞれコピーしてください。 ・住所を変更してあるものは受付できません。他の本人確認書類をご用意ください。 ・氏名は漢字も確認いたしますので、所持人記入欄にご記入のうえ、お送りください。 ・本籍地を塗りつぶしてお送りください。
住民基本台帳カード (写真つき)	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、生年月日、写真が記載されているコピーをお送りください。 ・住所等変更のため裏面に訂正事項がある場合は、訂正箇所の公印が鮮明に写っていることをご確認ください。 ・本籍地の記載がある場合は、塗りつぶしてお送りください。
各種年金手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・発行者印が鮮明に写っているコピーをお送りください。 ・住所、氏名、生年月日、書類の発行者・有効期限もしくは発行日が記載されているページを必ずコピーしてください。 ・訂正箇所には発行者印の押印が必要となりますので、発行者印がない場合は、他の本人確認書類をご用意ください。
各種福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳番号・住所・氏名・生年月日・発行者印の記載があるページをすべてコピーしてください。 ・障害名、障害等級を塗りつぶしてお送りください。

[B] 作成・発行後6カ月以内で、必ず原本をお送りください。コピーは受付できません。

書類名	ご確認いただくポイント
住民票の写し 「写し」とはコピーのことではありません。	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人さま記載ページだけでなく、発行日、発行者印のあるページまですべてお送りください。 ・名義人さまごとに発行された原本をご用意ください。世帯分が記載されているものや、複数ページで発行されたものは、切り離さずそのまますべてお送りください。 ・本籍地・個人番号(マイナンバー)の記載なしのものをお送りください。 ・本籍地・個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は塗りつぶしてください。
住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地・個人番号(マイナンバー)の記載なしのものをお送りください。 ・本籍地・個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は塗りつぶしてください。
印鑑登録証明書	
戸籍謄本／抄本+附票	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍地を塗りつぶしてください。 ・戸籍の本籍地下段に記載されている筆頭者氏名や徒前戸籍氏名は塗りつぶさずにそのままお送りください。 ・必ず附票もお送りください。

<外国籍のお客さま>

[A] 有効期限内で、住所・氏名・生年月日が鮮明に写っているコピーをお送りください。

書類名	ご確認いただくポイント
在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・表面右上の番号が鮮明に写っているコピーをお送りください。 ・裏面もコピーしてください。 ・国籍は塗りつぶさないでください。 ・在留カードは在留期間1年以上のものに限ります。 ・申込書の氏名・つづりが異なる場合、口座開設いただけません。
運転免許証	<ul style="list-style-type: none"> ・コピーをお送りください。交付後6カ月以上のものに限ります。 ・裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。コピーの表面右下および裏面の変更事項欄に、公安印(赤枠)が鮮明に写っていることをご確認ください。 ※運転免許証を本人確認書類としてご利用される場合、「居住者」であることを確認させていただく場合があります。

[B] 作成・発行後6カ月以内で、必ず原本をお送りください。コピーは受付できません。

書類名	ご確認いただくポイント
住民票の写し 住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人さま記載ページだけでなく、発行日、発行者印のあるページまですべてお送りください。複数ページで発行されたものは、切り離さずそのまますべてお送りください。 ・本籍地・個人番号(マイナンバー)の記載なしのものをお送りください。 ・本籍地・個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は塗りつぶしてください。 ・「在留期間」「在留期間の満了日」等、在留に関する事項に省略がないものをお送りください。